

周南市市民活動支援センター ギャラリースペース実施要領

1 趣 旨

周南市を拠点に活動する市民活動グループのPRの場として、また、市民が市民活動を身近に感じる場としてギャラリースペースを設置し、市民活動の啓発と活性化を図る。

2 実施場所

周南市市民活動支援センター内の所定場所（別図参照）

3 実施対象

周南市市民活動支援センター登録グループ

（ただし、別に掲げる利用ルールを遵守することを約束できるグループ）

4 実施内容

（1）内 容

所定の場所を活用して、市民活動グループが展示等のPRを行う。

利用期間は、1グループにつき設置・撤去期間を含めて毎月月初めから月末までとする。

（2）貸出物品

パネル（180cm×118cm） 1枚

木製テーブル（100cm×80cm） 3脚

スペース内廊下側窓ガラス

外用立て看板（63.5cm×94cm） 1脚

5 事務手続き

（1）募 集

毎年度、翌年度の利用グループを募集。

利用を希望するグループは、所定の応募用紙によって応募。

なお、応募グループが予定数を超えない場合は、随時追加募集をする。

（2）調整会議

応募したグループは必ず出席し、利用月の調整を他のグループと行う。

なお、応募グループが予定数を超える場合は、この調整会議で抽選とする。

（3）利用申請書の提出

利用月までに、所定の利用申請書に記載の上、市民活動支援センターに提出。

なお、利用月までにグループ自身がPRチラシを作成される場合は、支援センターから事前に報道配付を行う。

6 利用ルール

所定の場所や利用期間を必ず守ってください。

決められた貸出物品以外の資材については、利用グループ自身で調達・調整して用意ください。

販売等はできません。あくまでも展示スペースとしてご活用ください。

利用期間中の展示物等の管理は、利用グループ自身で行ってください。

公共スペースでの展示となりますので、展示物の破損・紛失等については、責任は負いかねます。ご自身で責任をもった管理をお願いします。

展示に併せて体験講座や教室等のイベントを開催される場合は、市民交流センターの会議室等を利用ください。

展示物品等の搬入・設置・撤去等は、利用グループ自身で期間内に責任を持って行ってください。

展示物品の持ち込みや片付けに伴う一時預かりはできません。

また、ギャラリースペース以外の他のスペースへの展示等もできません。

利用グループ自身が調整され、展示に伴う取材等を支援センター内で受ける場合は、事前にその旨をお知らせください。

7 その他

上記ルールやセンター職員の注意に従わない場合は、ギャラリースペースの利用を中止し、今後のギャラリースペースの利用をお断りすることもあります。